

保険業法及び保険契約法における共済の位置付け

－共済法の独自性を維持するために－

東日本国際大学 松崎 良

共済の原型はかなり古く長い歴史を有しているとも考えられ、共済契約者の数は夥しく多く、共済は国民生活に完全に根付いた不可欠な保障（共済・保険）として国民一般に広く受入れられている。今や共済の有用性に疑念を差し挟む者は存在しない。共済は保険とは別の体系を持つ保障であると受け止めるのが、国民一般だけではなく保障を専攻する学者や保障に携わる実務家の略共通の理解であったように思える。

然るに、先進国の一部及び市場原理主義を信奉する（？）一部の学者・行政官・実務家等が、共済と保険という保障の業態の垣根を取り払って共済に込められた精神を軽視して、共済と保険を闇雲に保険寄りに同一扱いしようとするイコールフットイングを、国民一般の賛同を取り付けることなく、強引に推し進めようとしている。先に、業法（組織法は私法であるが大方は監督法で公法）では、平成 17 年改正保険業法が平成 18 年 4 月 1 日から施行されている。”無認可共済”に託けた実質的には無免許保険（改正前保険業法当時）問題を奇禍として、共済を保険業法に取り込む改正が成されたことは未だ記憶に新しい。施行後 5 年以内に見直すとされたことにより協同組合共済も見直しでは保険業法の射程に入れられる可能性も取沙汰されており、公益法人共済等は既に改正の影響をかなり受け始めているが、取り分け本来の無認可共済はもろに激震に直撃され立ち行かなくなりつつある。影響の受け方は共済により何段階に分かれるが、本当に共済を保険業法に組み敷く保険業法の改正は必要であったのであろうか？

次いで、契約法（私法の中の行為・取引法である）では、現在保険法（以下、保険契約法と称することあり）の改正作業が正に進行中であり、「保険法の見直しに関する中間試案」が 8 月 8 日に取り纏められ公表の上意見募集（パブリックコメント）に付されている。その中で、保険法の適用範囲（第 1）では、「契約とし

【平成 19 年度日本保険学会大会】

報告要旨：松崎 良

で実質的にこれら（保険を営業としてする者を保険者とする保険と相互保険、引用者注）と同様のもの（共済等）も、適用範囲に含めるものとする」とされ、共済は保険契約法にも今にも呑み込まれつつある。

然し、共済は指導理念・組織原理・運営方法において保険とは異なり、これらが事業に陰に陽に投影するから、組織は切り離して事業は同様であるとして業態横断的に保険寄りの同一規制論を展開することは正鵠を射ていないのではなかろうか。誰が保障を実施するのかは保障をどのように実施するのかに不可分的に結合するのであり、誰が行っても差異が生じないような無色・無味・無臭の保障等存在しない。その相違は保険業法だけではなく保険契約法でもそもそも入口の所で考慮されるべきである。

そこで、共済をその指導理念・組織原理・運営方法から考察する。その結果として、共済を保険業法に取り込むべきであったか否かを検証し、又共済を保険契約法に統合するかの如き目下の動向を検証したい。共済と保険が業法と契約法で並存・両立していることにより、弊害なり不都合なりが発生するのかどうか、否寧ろ利点なり好影響なりが発生するのかどうかの見極めも必要である。

結論を先取りすると、本報告は共済は飽くまでも保険に対して業法（講学上の業法を含む）と契約法の両面で、その独自性・自立性を堅持すべきことを、入口・総論で主張しようとするものである。